



- ⑦ 書類に不備があると籍の登録が遅れます。不備がある場合には電話で連絡をしますので、連絡先には確実に連絡が取れる電話番号を必ず記入してください（勤務先に内線がある場合は、内線番号も記入してください）。
- ⑧ 外国籍の方で住民票をお持ちでない場合は、申請する保健所に御相談ください。
- ⑨ 出願後の本籍若しくは氏名の変更の有無が「有」の場合は、住民票ではなく変更事項が確認できる戸籍抄（謄）本を添付してください。
- ⑩ 免許証の氏名に旧姓併記を希望される場合には、住民票ではなく、旧姓が確認できる戸籍抄（謄）本を添付してください。

### 3 免許証受領後の留意点

- ① 免許証は、申請した保健所を通じて交付します。
- ② 免許証の交付を受けたら、免許証に記載されている文字等に間違いがないかを確認してください。誤記がありましたら、速やかに交付した保健所窓口に出してください。ただし、氏名については、俗字・略字を正字に置き換える場合があります。
- ③ 免許証は、紛失等しないようにしてください。万一、再交付を必要とする場合に備えて、登録番号や登録年月日、交付年月日等を控えるなどし、免許証とは別に保管しておいてください。

### 4 籍訂正・書換え及び再交付申請等の手続について

籍訂正、再交付等の申請は、就業地（就業していない場合は住所地）を管轄する保健所（又は道県等）で行ってください。免許証は申請した保健所（又は道県等）を通じて交付します。

※ 手続の際は、事前に保健所にお問合せください。

申請内容等	手続	手数料（注）
<b>【籍訂正・書換え交付申請】</b> ・婚姻、転籍等で本籍地都道府県、氏名等に変更が生じた場合	・ <u>30日以内</u> に申請しなければなりません。 ・登録の籍を訂正し、免許証を変更後の本籍、氏名に書き換えて交付します。	<東京都の場合> 4,300円（現金）
<b>【再交付申請】</b> ・免許証を亡失又は損傷した場合	・随時申請することができます。 ・籍に登録されている事項による免許証を再度交付します。	<東京都の場合> 5,000円（現金）
<b>【免許証返納】</b> ・亡失した免許証を発見した時や免許の取消処分を受けた時	・旧免許証を <u>5日以内</u> に返納しなければなりません。	
<b>【籍登録抹消申請】</b> ・准看護師が死亡し、又は失踪の宣告を受けた時	・戸籍法による届出義務者は、 <u>30日以内</u> に籍の登録の抹消を申請しなければなりません。	

（注）各道県等で手数料又は納付方法が異なります。東京都以外の道県知事等免許の場合、各道県等のホームページを確認していただき、郵便為替等の必要なものを添付してください。

### ※ 氏名の記載について

- (1) 氏名欄は戸籍抄（謄）本を参照して記入してください。籍登録は戸籍抄（謄）本又は住民票に記載されている文字で登録を行います。免許証は俗字・略字を正字に置き換えて印字することがありますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) 外国籍の方で、住民票の氏名表記にローマ字と漢字（仮名を含む。）を使用した氏名が併記されている方は、免許証への表記を希望するいずれかの文字の氏名を記入してください。